

○茨城県立医療大学助産学専攻科入学者選考及び入学手続に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号。以下「学則」という。）第54条において準用する第23条から第25条の規定に基づき、助産学専攻科の入学者の選考及び入学手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 助産学専攻科の出願資格のある者は、助産学専攻科学生募集要項（以下「募集要項」という。）において定める。

(入学志願に要する書類)

第3条 学則第23条の学長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 入学志願票
- (2) 志願理由書
- (3) その他募集要項において定める書類

(受験票)

第4条 学長は、前条の手続きを行った者に対して受験票を交付する。

2 入学を志願する者は、学力検査のときは受験票を携行し、提示しなければならない。

(選考)

第5条 入学者の選考は、学力検査、人物考査及び出願書類の審査（以下「学力検査等」という。）により行う。

2 学力検査等の実施に必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

(特別選抜)

第6条 学長は、必要があると認める場合、教授会の意見を聴いて入学定員の一部について前条の規定と異なる方法により選考することができる。

(合格者の決定)

第7条 学長は、入学試験委員会及び教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

(合格者の発表等)

第8条 合格者の発表は、所定の場所に掲示することにより行う。

2 学長は、合格者に対して合格通知書を交付する。

(入学手続に要する書類)

第9条 学則第25条の学長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書

- (2) 保証書
 - (3) 住民票記載事項証明書（県内の者のみ）
 - (4) 学則第 50 条に定める入学資格を証明する書類
 - (5) その他学長が必要と認めた書類
- （入学許可）

第 10 条 学長は、前条の手続きを完了した者に対して入学許可証を交付する。
（追加合格者）

第 11 条 学長は、入学手続きを完了した者の数が入学定員に達しないときは、意見を聴いて追加合格者を決定することができる。

2 前項により追加合格者を決定したときは、学長は、追加合格者に合格通知書を交付する。

3 追加合格者の入学手続きは、合格者の例による。
（二次募集）

第 12 条 入学予定者に欠員が生じた場合、学長は、教授会の議を経て二次募集を行うことができる。

（入学許可の取消）

第 13 条 不正行為により入学した者については、学長は、教授会の意見を聴いて入学許可を取り消すものとする。

（募集要項）

第 14 条 入学志願者の選考及び入学手続に関する事項については、毎年度、募集要項として定めようえ、公表するものとする。

（その他）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

付則

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。ただし、第 2 条から第 7 条まで及び第 14 条の規程は、平成 25 年 10 月 31 日から適用する。

（二次募集の特例）

2 入学予定者に欠員が生じた場合、教授会を開催する時間的余裕がないときは、学長は、教授会の意見を聴かずに二次募集を行うことができる。

付則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。